

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 7 章の規定に基づいて実施する火災調査（以下「調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要のある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 爆発現象 化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴、火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。
- (3) 調査 火災現場から消防行政施策の資料を収集するための質問、実況見分、鑑識、鑑定及び実験等の一連の行動をいう。
- (4) 鑑識 火災の原因の判定を補助するため、専門的な知識、技術、経験及び機器を活用し、総合的な見地から具体的な事実関係を明らかにすることをいう。
- (5) 鑑定 火災にかかわる物件の形状、構造、材質、成分、性質及びこれらに関連する現象について、科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、その結果を基に火災原因判定のための資料を得ることをいう。
- (6) 調査員 調査に従事する消防職員をいう。
- (7) 支援員 消防学校等の行う火災調査に関する研修を修了した者又は同等以上の経験を有するもののうち消防長が指定する職員をいう。
- (8) 関係者等 法第 2 条第 4 項に規定する関係者並びに火災の発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考人をいう。
- (9) 建物 土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいう。
- (10) 建物の収容物 原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物のほか、バルコニー、ベランダ等に置かれたものをいう。
- (11) 森林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。
- (12) 原野 自然に雑草又はかん木類が育成している土地で、人が利用しないものをいう。
- (13) 牧野 主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。
- (14) 車両 原動機を用いて陸上を移動することを目的として製造された用具であって自動車、汽車、電車及び原動機付自転車をいう。
- (15) 被けん引車 車両によってけん引される目的で造られた車及び車両によってけん引されてい

るリヤカーその他の軽車両をいう。

(16) 船舶 独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

(17) 航空機 人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

(火災の種別)

第3条 火災の種別は、次の各号に区分するものとする。

(1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

(2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災 車両、被けん引車又はそれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災 前各号に掲げる火災以外の火災をいう。

2 前項各号の火災が複合するときの火災の種別は、焼き損害額の大なる種別とする。ただし、焼き損害額の大なるものによることが社会通念上適当でないとき、この限りでない。

(調査の区分及び範囲)

第4条 火災調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分し、その範囲は次に掲げるとおりとする。

1 火災原因調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 出火原因 火災発生経過及び出火箇所

(2) 発見、通報及び初期消火状況 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過

(3) 延焼状況 建物火災の延焼経路及び延焼拡大要因等

(4) 避難状況 避難経路及び避難上の支障要因等

(5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の状況 消防用設備等又は特殊消防用設備等の使用又は作動等の状況

(6) 住宅防災対策の状況 住宅用防災機器の使用又は作動等の状況

2 火災損害調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 人的被害の状況 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害の状況及びその発生状況

(2) 物的被害の状況 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況

(3) 損害額の評価等 火災により受けた物的な損害の評価及び火災保険等の加入状況

第2章 調査体制

(調査の責任)

第5条 消防署長(以下「署長」という。)は、調査の責任を有する。

2 調査の主管は消防本部にあっては予防課、消防署にあっては消防課とする。

(調査体制の確立と資質の向上)

第6条 消防長又は署長(以下「消防長等」という。)は、常に人員及び機材を整備し、調査業務執行体制の万全を図るとともに、調査員に対して教養の徹底、研究会の開催及び自己啓発の助長等により、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(調査員の指定)

第7条 署長は、消防署に所属する職員から調査員を指定するものとする。

2 消防長等は、法第31条、第32条第1項、第33条、第34条第1項及び第35条の2第1項に規定する調査、質問及び立ち入りを調査員に行わせることができるものとする。

(責務)

第8条 調査員は、調査を行うために必要な科学的知識、技術を修得し、調査業務の推進に努めなければならない。

(調査の管轄区域等)

第9条 調査員の調査区分は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和48年組合条例第4号)第4条に規定する管轄区域とする。また、1件の火災のうち延焼範囲が2以上の市に渡る火災については、管轄区域ごとにそれぞれの署長が消防長に報告し連絡調整を図りながら調査を行うものとする。

2 次の各号に掲げる火災が発生した場合は、署長は消防長に支援員を要請することができる。

- (1) 建物火災のうち、死者が発生したもの
 - (2) 鑑識又は鑑定を要するもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、消防長等が特に必要と認める火災
- (火災調査本部の設置)

第10条 消防長は、大規模特異火災の発生に際し、機能的かつ効率的な調査執行の必要があると認めるときは、火災調査本部(以下「調査本部」という。)を設置する。

(調査本部の設置要件)

第11条 調査本部は、次の各号のいずれかの場合において設置する。

- (1) 死者が3名以上生じたもの
- (2) 死者及び負傷者の合計が10名以上生じたもの
- (3) 特定防火対象物の焼損延べ面積が500平方メートル以上と推定され、死者が生じた火災
- (4) 建物焼損延べ面積が3,000平方メートル以上と推定される火災
- (5) 損害額が5億円以上と推定される火災
- (6) 林野の焼損面積が20ヘクタール以上と推定され空中消火をした火災
- (7) 林野火災で住宅に延焼し社会的影響の高いもの
- (8) 交通機関の火災で社会的に影響の高いもの
- (9) 危険物施設火災で損害を生じ地域に影響を及ぼした火災
- (10) その他特殊な原因による火災で予防行政の参考となるもの
- (11) 上記以外で消防長が必要と認めた場合

(調査本部の設置場所)

第12条 調査本部は、消防本部内に設置し、必要に応じ現地に調査本部を設置することができる。

(調査本部の編成)

第13条 調査本部に調査本部長、調査副本部長、調査本部運営責任者、調査執行責任者及び調査本部員を置くものとする。

(調査本部長)

第14条 調査本部長は、消防長とする。ただし、消防長に事故が生じた場合は、消防次長を調査本部長とすることができる。

2 調査本部長の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査副本部長以下を指揮監督し、調査本部設置に係る火災（以下「本部設置火災」という。）の調査の実施
- (2) 本部設置火災の現場の保全、情報管理及び関係機関との対応
- (3) その他調査本部の運営統括
(調査副本部長)

第 15 条 調査副本部長は、消防次長とし調査副本部長の命を受け現場の指揮運営に当たる。
(調査本部運営責任者)

第 16 条 調査本部運営責任者は、予防課長とし、本部設置火災の情報管理及び関係機関との対応の指揮運営に当たる。
(調査執行責任者)

第 17 条 調査執行責任者は、火災発生地を管轄する署長とし、本部設置火災の情報管理及び関係機関との対応の指揮運営に当たる。
(調査本部員)

第 18 条 調査本部員は、予防課職員及び調査副本部長が指名する者をもって構成する。
(調査本部の解散)

第 19 条 調査副本部長は、調査本部の機能を継続する必要がなくなったと認める場合はこれを解散する。

第 3 章 調査業務処理の基本

(調査の原則)

第 20 条 調査は、物的証拠を主体とし、科学的方法による合理的な事実の解明でなければならない。
(関係者等への対応)

第 21 条 調査に当たっては、関係者等に対して公平、公正を基本とし、関係者及び一般住民の協力を得るように努めなければならない。
(立入の原則)

第 22 条 調査員は、関係者の承諾を得て、現場その他関係のある場所に立ち入ることを原則とする。
2 調査のため関係のある場所に立ち入るときは、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則（昭和 56 年組合規則第 15 号）第 2 条に規定する立入検査証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
(少年等に関する特則)

第 23 条 18 歳未満の少年（以下「少年」という。）の関係する調査を行うに当たっては、少年の将来を考慮し、温情と理解をもって当たらなければならない。

2 少年は、実況見分の立会人としてはならない。

3 少年に対して質問するときは、親権者等の立会人を置いて行わなければならない。

4 調査員は、前 2 項の規定にかかわらず調査を行うため特に必要があると認めるとき又は年齢、心情その他諸般の事情を考慮して支障ないと認めるときは、一般の例により行うことができる。

5 心神そう失、心神こう弱の状況にある者又はろうあ者の関係する調査は、第 2 項及び第 3 項を準用する。

(資料、情報の収集)

第 24 条 調査員は、関係者等について調査上必要な情報を収集し、資料を確保しなければならない。

(調査記録)

第 25 条 調査員は、調査の結果やその他参考となる事項を記録しておかなければならない。

第 4 章 調査業務の執行

第 1 節 出火出場時の調査等

(調査の着手等)

第 26 条 調査員は、火災の覚知とともに調査活動を開始しなければならない。

(出火出場時の見分状況把握)

第 27 条 火災に出場した消防職員（以下「消防隊員」という。）は、消防活動等を通じて火災の状況の見分に努めなければならない。

2 消防隊員は、出場途上及び現場において関係者等への質問及び現場の状況から、火気管理、発見、通報、初期消火、避難、死傷者、消防対象物のり災状況並びに消防用設備等又は特殊消防用設備等の使用、作動状況等の火災概要を把握し、事後の円滑な現場調査に努めなければならない。

3 火災に出場した消防隊員は、把握した事項について調査員より報告を求められたときは、必要に応じて出火出場時における見分調書（様式第 1 号）を作成するものとする。

(消防活動中の現場保存)

第 28 条 消防隊員は、消防活動をするに当たって物件を移動し、又は破壊するときは最小限にとどめ、調査のため必要な措置を講じるとともに現場保存に最大の配慮をしなければならない。

2 消防隊員は、消防活動のためやむを得ず出火場所付近の物件を移動し、又は破壊しようとするときは、原状がわかるよう必要な措置を講じなければならない。

(消防警戒区域の設定)

第 29 条 消防長等は、現場調査のため法第 28 条に基づく消防警戒区域を設定し、現場保存に努めなければならない。

2 前項の規定による消防警戒区域の設定は、所轄警察署と連携を密にして行うものとする。

3 消防警戒区域内に関係者又は電気、ガス、水道業の工事人その他を立ち入らせる場合は、消防職員を立ち合わせるものとする。

第 2 節 火災調査

(調査の指揮)

第 30 条 署長は、調査の万全を期すため調査員の中から指揮する者（以下「調査責任者」という。）を指定しなければならない。

2 調査責任者の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場の調査及び調査書類の作成等調査全般の担当者の指定に関すること。

(2) 捜査機関、その他の関係機関との調整に関すること。

(現場立会人)

第 31 条 現場の調査は、関係者を現場立会人として実施しなければならない。ただし、特別な事情により関係者が不在でやむを得ない場合は、警察官又は関係者の近親者等を立会人とすることができる。

2 現場立会人は、見分しようとする場所、物件に直接関係する者を優先しなければならない。

3 火災現場において調査のため必要がある場合は、関係者の了解を得て当該火災に関係する物件の製造者等を立会人とすることができる。

4 現場の立会を求めた場合は、立会人の安全管理、健康管理及び言動等に細心の配慮をしなければならない。

(実況見分)

第32条 調査員は、原因決定資料の発見入手及び被害状況の把握に努め、すべての火災に対しその実況を詳細に見分しなければならない。

2 現場の発掘は、現場見分状況、出火出場時の見分状況及び関係者等の供述を加え総合的に判断し、出火範囲として限定した区域を周囲から出火箇所付近へ順次実施するものとする。

3 発掘に際しては、立会人の供述に基づく物品配置等に留意し、関係物件の原状確保に細心の配慮をしなければならない。

4 発掘は、常に復元的観点にたって行わなければならない。

5 調査員は、実況見分を行ったときは、実況見分調書(様式第2号)を作成するものとする。

6 実況見分調書には、その内容を明らかにするため、図面及び写真を添付しなければならない。

(質問)

第33条 調査員は、り災物件の出火前の状況、火気及び可燃物の使用管理の状況、火災の推移、居住者等の行動等について、関係者等から任意に供述を得るように努めなければならない。

2 質問を行うに当たっては、場所、時期などを考慮するとともに、自己が期待し、又は希望する供述内容を相手方に暗示するなどの方法により誘導してはならない。

3 調査員は、第1項に規定する質問を行ったときは、質問調書(様式第4号)を作成するものとする。

4 質問調書を作成した調査員は、前項の質問調書を被質問者に読み聞かせ、又は閲覧させ、被質問者が調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名を求めなければならない。ただし、これを拒んだ場合は、この限りでない。

(原因の決定)

第34条 火災の原因は、実況見分調書、出火出場時における見分調書、質問調書及びその他関係資料を総合的に検討し、科学的かつ合理的に考察して決定しなければならない。

2 調査員は、前項に規定する火災の原因を決定したときは、火災原因判定書(様式第5号又は様式第6号)を作成するものとする。

第3節 損害調査

(り災物件の調査)

第35条 調査員は、火災により焼損、破損、水損及び汚損した物等を調査し、正確な損害の把握に努めなければならない。

(り災申告書)

第36条 署長は、調査員に第4条第2項に規定する損害調査を実施させるとともに、り災した消防対象物の関係者に対し、り災申告書(様式第7号のイ、ロ、ハ)の提出を求めるものとする。

2 関係者から提出されたり災申告書は、これを審査して受理するものとする。ただし、審査の結果、調査員が現場において調査した消防対象物のり災状況と当該り災申告内容が著しく異なるときには、関係者に対し質問等によりその矛盾を明らかにし、訂正を求めた後、受理するものとする。

(損害額の決定)

第37条 調査員は、調査により把握したり災状況及びり災申告書を総合的に検討し、損害額を決定しなければならない。

2 調査員は、損害調査を終了したときは、損害調査書（様式第 8 号のイ、ロ）を作成するものとし、必要により建物損害算出書（様式第 9 号、様式第 9 号の 2、様式第 9 号の 3、様式第 9 号の 4）及び収容物損害算出書（様式第 10 号）を添付するものとする。

（死傷者の調査）

第 38 条 調査員は、火災に起因して死傷者が発生したときは、その状況を調査し死傷者の調査書（様式第 11 号のイ、ロ）を作成するものとする。

第 4 節 資料提出等

（資料の任意提出）

第 39 条 消防長等は、調査のため必要と認めるときは、関係者に対し焼損物件等の資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料が提出されたときは、関係者から資料提出承諾書（様式第 12 号）の提出を求め、処理するものとする。

3 調査が終了したときは、努めて資料を関係者に返却するものとする。

（法第 32 条に係る資料提出命令）

第 40 条 消防長等は、火災の原因である疑いがあると認められる製品の製造事業者又は輸入事業者に資料の提出、又は必要事項の報告を求めることができる。この場合においては、必要に応じて資料提出要請書（様式第 13 号）を交付するものとする。

2 消防長等は、製造事業者又は輸入事業者が前項の規定による資料の提出、又は必要事項の報告に応じないときは、当該製品の情報について関係のある官公署へ照会を行うことができる。

3 消防長等は、前項の規定による照会で必要な情報を得ることができないとき、又は得た情報が原因の究明に不十分であるときは、製造事業者又は輸入事業者に対し、資料提出命令書（様式第 14 号）により資料の提出を命ずるものとする。

（法第 34 条に係る資料提出命令）

第 41 条 消防長等は、関係者が第 39 条の規定による資料の提出に応じない場合は、関係者に対し資料提出命令書（様式第 14 号）により資料の提出を命ずるものとする。

（資料の受理及び保管）

第 42 条 消防長等は、第 40 条及び第 41 条の規定により資料が提出された場合は、資料保管書（様式第 15 号）を提出者に交付するものとする。

2 前項の規定により資料保管書を交付した資料は、調査が終了するまで保管しなければならない。

（資料の返還）

第 43 条 消防長等は、前条により保管していた資料を提出者に返還するときは、資料保管書を提出させるものとする。

（鑑定依頼）

第 44 条 消防長等は、調査のため特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係官公署等に対し、資料の鑑定を依頼することができるものとする。

2 前項の規定により鑑定を依頼するときは、鑑定依頼書（様式第 16 号）により依頼するものとする。

（官公署への照会）

第 45 条 消防長等は、官公署に対し調査に関する事項を照会するときは、火災調査関係事項照会書（様式第 17 号）により行なうものとする。

第5章 調査書類の作成及び報告

(調査書類の作成及び編さん)

第46条 この規程により調査書類を作成したときは、次の各号に掲げる順に書類を整理編さんするものとする。

- (1) 火災調査報告書 (様式第19号)
- (2) 書類目録 (様式第18号)
- (3) 火災調査書 (様式第20号のイ、ロ)
- (4) 火災原因判定書 (様式第5号、様式第6号)
- (5) 出火出場時における見分調書 (様式第1号)
- (6) 実況見分に係る調書
 - ア 実況見分調書 (様式第2号)
 - イ 図面
 - (ア) 案内図
 - (イ) 配置図
 - (ウ) 平面図
 - (エ) 火元図 (出火箇所拡大図)
 - (オ) 測定位置図
 - (カ) 写真貼付紙 (様式第3号)
 - (キ) 写真撮影位置図
- (7) 質問調書 (様式第4号)
- (8) 火災原因の立証のために必要な資料
 - ア 鑑識、実験、照会結果に関する資料
 - イ その他、火災原因判定書作成上必要な書類
- (9) 損害調査に係る調書
 - ア 損害調査書 (様式第8号のイ、ロ)
 - イ 建物損害算出書 (様式第9号、様式第9号の2、様式第9号の3、様式第9号の4)
 - ウ 収容物損害算出書 (様式第10号)
 - エ リ災申告書 (様式第7号のイ、ロ、ハ)
 - オ 死傷者の調査書 (様式第11号のイ、ロ)
 - カ 防火管理等調査書 (様式第21号のイ、ロ)
 - キ 危険物施設等調査書 (様式第22号のイ、ロ)
 - ク その他、損害調査書作成上必要な書類
- (10) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、火災の種別及び規模により必要がないと認めるときは調査書類の一部を省略することができる。

(調査書類の作成基準)

第47条 調査書類は、火災の種別及び規模に応じ、次に掲げる区分により処理するものとする。

- (1) 1号処理 調査責任者又は調査責任者が指定した調査員が作成する。
 - ア 出火原因の判定が困難な火災
 - イ 建物火災で焼損面積が30平方メートル以上でかつ、半焼以上のもの

ウ 林野火災

(ア) 焼損面積が1ヘクタール(10,000平方メートル)以上となるもの

(イ) ヘリ等による空中消火を実施した火災

エ 車両火災にあつては、走行中に出火した火災

オ 死者が発生した火災

カ 製造物の欠陥(疑いを含む。)により出火した火災

キ その他、消防長が必要と認める火災

(2) 2号処理 調査責任者が指定した調査員

1号処理以外で損害額が千円以上の火災

(3) 3号処理 調査責任者が指定した調査員

1号及び2号処理以外の火災

2 調査員は、前項の区分に応じて次に掲げるものを作成しなければならない。

(1) 1号処理

火災調査報告書、書類目録、火災調査書、火災原因判定書(様式第5号)、出火出場時における見分調書、実況見分に係る調書、質問調書

(2) 2号処理

火災原因判定書(様式第6号)、火災調査書、実況見分に係る調書

(3) 3号処理

火災原因判定書(様式第6号)、火災調査書

(調査書類の報告)

第48条 署長は、前条の規定により作成した調査書類を消防長へ報告しなければならない。

(調査書類の保存)

第49条 署長は、第46条の規定により整理編さんした調査書類を保存しなければならない。ただし、保存期間にあつては筑西広域市町村圏事務組合消防文書取扱規程(昭和48年消防本部訓令第6号)による。

(り災証明)

第50条 署長は、り災に関係のある者からり災証明書の交付申請があつた場合は、当該火災の焼損状況等の事実に基づき、り災証明書(様式第23号)を交付することができる。

第6章 照会等の対応

(照会等の対応)

第51条 署長は、裁判所又は捜査機関等から調査結果の内容について照会があつた場合は、消防長の承認を得てその抄本を送付又は内容について回答することができる。

(認定書の送付)

第52条 署長は、官公署より調査結果につき照会を受けたときは、消防長の承認を得て認定書(様式第24号)を送付することができる。

(照会等対応の原則)

第53条 前条の照会等の対応は、個人情報及び犯罪に関する情報等の保護に留意し、別に定めるところにより対応するものとする。

(証人、参考人としての出頭)

第 54 条 調査員は、自己の担当した調査に関して捜査機関から参考人として出頭を要請され、又は裁判所から証人等として呼び出し、若しくは召喚を受けた場合は、消防長にその事案概要を報告しなければならない。

2 前項により出頭した結果についても同様とする。

第 7 章 委任

(委任)

第 55 条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、施行の日以後に発生した火災について適用し、同日前に発生した火災については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例とする。

(筑西広域市町村圏事務組合消防本部火災原因調査規程の廃止)

3 筑西広域市町村圏事務組合消防本部火災原因調査規程（平成 11 年消防本部訓令第 9 号）は、廃止する。

様式第2号(第32条関係)

火災 番号	広域 市	
----------	---------	--

実況見分調書(第 回)

表記の火災について関係者の承諾を得て本職は次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

日 時	年 月 日 時 分 開始 時 分 終了
場所及び物件	
立 会 人	(歳)

--	--

写真貼付紙

No.

写真説明

No.

写真説明
撮影日 年 月 日
所属 階級 氏名 印

火災 番号	広域	
	市	

質 問 調 書 (第 回)

年 月 日 時 分ごろ に発生
した火災について、本職は下記の者に質問したところ任意に次のとおり供述した。

住 所

職業(職)氏名

電 話

年 月 日生 (歳)

上記のとおり、録取して読み聞かせたところ誤りのないことを申し立て署名した。

供述者氏名

質問開始日時 年 月 日 時 分

質問終了日時 年 月 日 時 分

所 属

階級・氏名

印

様式第5号(第34条関係)

火災 番号	広 域	
	市	

火 災 原 因 判 定 書

表記の火災について、本職は次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

出 火 場 所

出 火 年 月 日

年 月 日

様式第6号（第34条関係）

		火災 番号	広域 市	
		年 月 日		
消 防 長 様		消 防 署 長		
		所 属 階級・氏名 ⑩		
火 災 原 因 判 定 書				
出 火 場 所				
出 火 年 月 日		年 月 日		
火 災 の 概 要				
出 火 出 場 時 の 状 況				
焼 損 物 件 等 の 状 況				
関 係 者 の 供 述				
出 火 原 因 の 判 定				
備 考				

様式第7号のイ（第36条関係）

り 災 申 告 書

消防署長 様 住 所 申告者職業（職） 氏 名 生年月日		年 月 日 電話				
り 災 場 所	1	り 災 年 月 日		年 月 日		
関係	2	り 災 物 件 と 申 告 者 と の 関 係	所有者	管理者	占有者	
建 物	3	建築・購入年月	建 築 又 は 購 入 金 額			
		推定・記憶・記録	推 定 ・ 記 憶 ・ 記 録 ・ 不 明			
		年 月	3.3 m ² (坪)当たりの金額(円)	総金額 (円)		
	4	取 得 後 の 経 過				
	改築・増築	年 月	(m ²)	(円)		
物	5	り 災 前 の 建 物 詳 細				
		建物の用途	屋根	外壁	階数	延べ面積 (m ²)
		居住世帯数	世帯	居住人員	人	
車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	6	運 転 者 氏 名	購 入 年 月			
		用 途 別	購 入 金 額			
		車 両 番 号	年 式			
	7	船 長 ・ 機 関 長	船 名 ・ 機 名			
		用 途 ・ 機 種	就 航 年 月			
		トン数・最大離陸重量	購 入 金 額			
	8	焼 け た 箇 所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所	そ の 他		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

様式第7号のロ（第36条関係）

積載物	9	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		その他	
保険関係	10	契約会社名		契約年月	保険金額（万円）	
り災物件（収容物）	11	品名	数量	購入年月	購入金額	り災の別
						焼・消・他
						焼・消・他
						焼・消・他
						焼・消・他
						焼・消・他
						焼・消・他

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条の規定により提出を求めるものであります。
- 2 あなたに連絡する場合の連絡先の番号がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 3 火災によりり災証明書を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。
- 4 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 5 この申告書は、建物1棟について1枚を使用してください。

記載の要領

- (2の欄) り災物件と申告書との関係者の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
- (3の欄)
- 1 各欄の記入にあたって、それが推定によるものか、記憶に基づくものか、あるいは帳簿や契約書などの記録によって明らかなものか、いずれかあてはまるものを○で囲んでください。
 - 2 総金額は、り災した建物の総計金額のことで。
- (4の欄) 建物を取得してから、り災するまでの間に増築又は改築した箇所を具体的に記入してください。
- (5の欄)
- 1 建物の用途の欄は、住宅、店舗、倉庫、物置、作業場又は工場のように使用されている用途を記入してください。
 - 2 坪を平方メートルであらわす場合は3.3倍してください。
- (6の欄) 用途別の欄には、貨物、貨物乗用、タクシー、乗合バス、機関車、客車などの別を記入してください。
- (7の欄) 用途、機種別の欄には、客船、貨物船、旅客機、観測機、練習機などの別を記入してください。
- (9の欄) 積載物の欄には、損害を受けた物の品名と時価に見積もった損害額を記入してください。
- (11の欄)
- 1 り災物件名の欄は、動産、へいの類、庭木の類、看板などり災した物を記入してください。
 - 2 り災の別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。ただし、焼、消、他の意味は次のとおりです。
 - (1) 焼とは燃えたもの、熱で侵されたもの。
 - (2) 消とは消火するために壊れたもの、濡れたもの、汚れたものなど。
 - (3) 他とは煙で汚れたもの、運び出すときに壊れたもの、避難する時に壊したものなど。
- (※の欄) ※の欄には、記入しないでください。

火災 番号	広域	
	市	

火災損害調査書										
表記のことについて、次のとおり調査した。										
年 月 日			所 属 階級・氏名							印
出火年月日			年 月 日							
り災順位			合計		火元		類焼1		類焼2	
責任者等氏名			/							
火元区分			/							
所在番号			/							
構造			/							
階数			/							
用途			/							
建築面積			/		m ²		m ²		m ²	
延べ面積			/		m ²		m ²		m ²	
焼損状況	焼損程度		階							
	焼損床面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
	焼損表面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
	焼損床面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
	焼損表面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
	焼損床面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
	焼損表面積		階		床 m ²		床 m ²		床 m ²	
焼損床面積		計		床 m ²		床 m ²		床 m ²		
焼損表面積		計		床 m ²		床 m ²		床 m ²		
り災状況	り災程度									
	り災世帯数									
	り災人員									
	死者(30日死者)									
	負傷者									
損害額	建物		焼き		円		円		円	
			消火		円		円		円	
			爆発		円		円		円	
			計		円		円		円	
	収容物		焼き		円		円		円	
			消火		円		円		円	
			爆発		円		円		円	
			計		円		円		円	
	建物、収容物以外			円		円		円		
	合計			円		円		円		
火災保険			/							

様式第8号のロ（第37条関係）

り 災 順 位		類焼3	類焼4	類焼5	類焼6	
責 任 者 等 氏 名						
火 元 区 分						
所 在 番 地						
構 造						
階 数						
用 途						
建 築 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	
延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	
焼 損 状 況	焼 損 程 度					
	焼損床面積	階	床 m ²	床 m ²	床 m ²	床 m ²
	焼損表面積		表 m ²	表 m ²	表 m ²	表 m ²
	焼損床面積	階	床 m ²	床 m ²	床 m ²	床 m ²
	焼損表面積		表 m ²	表 m ²	表 m ²	表 m ²
	焼損床面積	階	床 m ²	床 m ²	床 m ²	床 m ²
	焼損表面積		表 m ²	表 m ²	表 m ²	表 m ²
焼損床面積	計	床 m ²	床 m ²	床 m ²	床 m ²	
焼損表面積		表 m ²	表 m ²	表 m ²	表 m ²	
り 災 状 況	り 災 程 度					
	り 災 世 帯 数					
	り 災 人 員					
	死者（30日死者）					
	負 傷 者					
損 害 状 況	建 物	焼 き	円	円	円	円
		消 火	円	円	円	円
		爆 発	円	円	円	円
		計	円	円	円	円
	収 容 物	焼 き	円	円	円	円
		消 火	円	円	円	円
		爆 発	円	円	円	円
		計	円	円	円	円
	建物、収容物以外		円	円	円	円
合 計		円	円	円	円	
火 災 保 険						
備 考						

建物損害算出書 (木造建築物) (経過年数及び建築時単価が判明している場合)

対象名(氏名)				所在地			
構造、階層、延べ面積	造 階建 延べ m ²		用途	建築年月		年 月	
建築時価額	万円	建築時単価 (坪)	円	経過年数	年	残存率	
建築時 建築費指数		り災時 建築費指数		焼損床面積	m ²	焼損表面積	m ²

1 計算1

1式 建築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数 } \text{}}{\text{建築時の建築費指数 } \text{}$ 円

2式 建築時単価 × $\frac{893}{\text{建築時の建築費指数 } \text{}$ 点

3式 再建築費単価 × 残存率 × 0.95 = 時価単価 円

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積 } \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2} = \text{建物損害額 } \text{}$ 円

2 計算2 (焼損表面積の場合)

部分別 区分	①部分別構成比率 () 内はホール式の建物	②時価単価 (円)	③3.3m ² 当たり 損害額 (円)	④ $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3\text{m}^2}$	⑤損害額 (円)
屋根	0.10 (0.13)				
小屋組	0.11 (0.14)				
基礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外壁	0.08 (0.09)				
内壁	0.10 (0.08)				
天井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造作	0.06 (0.07)				
建具	0.10 (0.07)				
その他工事	0.04 (0.04)				
建築設備	0.13 (0.08)				
計	①×②=③		③×④=⑤		

調査年月日及び
調査員氏名

年 月 日 階級

氏名

建物損害算出書2 (木造建築物) (建築時単価が不明の場合)

対象名 (氏名)		所在地	
構造、階層、 延べ面積		造 階建 延べ m ²	用途
建築年月		年 月	
経過年数	年	残存率	建築時 建築費指数
り災時 建築時指数		焼損 床面積	焼損 表面積 m ²

1 計算1

部分別	構造別	評点数	部分別	構造別	評点数
屋根			内壁		
基礎			天井		
外壁			床		
柱					
造作			建具		
			その他の工事		
計 (部分別評点数合計)					

1 式

評点数の合計 + (評点数の合計 × 0.15) = 3.3m²当たり評点数 点

2 式

3.3m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{893}$ = 再建築費単価 円

3 式

再建築費単価 × 残存率 × 0.95 = 時価単価 円

4 式

時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円

2 計算2 (焼損表面積の場合)

部分別 区分	①部分別構成割合 ()内はホール式の建物	②時価単価 (円)	③3.3m ² 当たり 損害額 (円)	④ $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3\text{m}^2}$	⑤損害額 (円)
屋根	0.10 (0.13)				
小屋組	0.11 (0.14)				
基礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外壁	0.08 (0.09)				
内壁	0.10 (0.08)				
天井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造作	0.06 (0.07)				
建具	0.10 (0.07)				
その他工事	0.04 (0.04)				
建築設備	0.13 (0.08)				
計	① × ② = ③		③ × ④ = ⑤		

調査年月日及び
調査員氏名

年 月 日 階級

氏名

建物損害算出書3 (木造建築物) (経過年数及び建築時単価が不明の場合)

対象名 (氏名)				所在地			
構造、階層、 延べ面積	造 階建	延べ	m ²	用途			4表損耗度による残存率
り災時 建築時指数	焼 損	床面積	m ²	焼 損	表面積	m ²	

1 計算1

部分別	構 造 別	評 点 数	部分別	構造別	評点数
屋 根			内 壁		
基 礎			天 井		
外 壁			床		
柱					
造 作			建 具		
			その他の工事		
計 (部分別評点数合計)					

1式

評点数の合計 + (評点数の合計 × 0.15) = 3.3㎡当たり評点数 点

2式

3.3㎡当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{893}$ = 再建築費単価 円

3式

再建築費単価 × $\frac{4 \text{表損耗度による残存率} \text{ }}{}$ × 0.95 = 時価単価 円

4式

時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円

2 計算2 (焼損表面積の場合)

部分別 区分	①部分別構成割比率 ()内はホール式の建物	②時価単価 (円)	③3.3㎡当たり 損害額 (円)	④ 焼損表面積 3.3㎡	⑤損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他工事	0.04 (0.04)				
建築設備	0.13 (0.08)				
計	①×②=③	③×④=⑤			

調査年月日及び
調査員氏名

年 月 日 階級

氏名

建物損害算出書4 (耐火建築物) (経過年数及び建築時単価が判明している場合)

対象名(氏名)					所在地				
構造、階層、 延べ面積	造 階建 延べ m ²		用途			建築年月	年 月		
建築時価額	万円	建築時単価(坪)	円	経過年数	年	残存率			
建築時 建築費指数		り災時 建築費指数		焼損床面積	m ²	焼損表面積	m ²		

1 計算1

1式 建築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数 } \text{}}{\text{建築時の建築費指数 } \text{ 円$

2式 建築時単価 × $\frac{893}{\text{建築時の建築費指数 } \text{ 点$

3式 再建築費単価 × 残存率 = 時価単価 円

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積 } \text{ m}^2}{3.3 \text{ m}^2} = \text{建築損害額 } \text{ 円$

2 計算2(焼損表面積の場合)

部分別 区分	①部分別構成割比率 ()内はホール式の建物	②時価単価 (円)	③3.3m ² 当たり 損害額(円)	④ 焼損表面積 3.3m ²	⑤損害額(円)
屋根	0.10 (0.13)				
小屋組	0.11 (0.14)				
基礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外壁	0.08 (0.09)				
内壁	0.10 (0.08)				
天井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造作	0.06 (0.07)				
建具	0.10 (0.07)				
その他工事	0.04 (0.04)				
建築設備	0.13 (0.08)				
計	①×②=③		③×④=⑤		

調査年月日及び 調査員氏名	年 月 日	階級	氏名
------------------	-------	----	----

様式第 11 号のイ（第 38 条関係）

死 傷 者 の 調 査 書

表記の火災について調査した結果は、次のとおりである。

年 月 日

所 属

階級・氏名

死傷者が発生した建物の状況

り災順位	建物用途	構造	階数	死傷種別	避難行動	出火時にいた人数
		造	/	1 火災 2 爆発	1 有 2 無	

死傷者の発生概要

--	--

死 傷 者 の 状 況

死傷するに至った経過及び死傷要因	死傷者番号	死傷者	死・傷（重・中・軽）	性別	男・女
	職業・氏名・年齢				

様式第 11 号のロ (第 38 条関係)

死 傷 者 の 状 況						
死傷するに至った経過及び死傷要因	死傷者番号		死傷者	死・傷 (重・中・軽)	性別	男・女
	職業・氏名・年齢		歳			
死 傷 者 の 状 況						
死傷するに至った経過及び死傷要因	死傷者番号		死傷者	死・傷 (重・中・軽)	性別	男・女
	職業・氏名・年齢		歳			
死 傷 者 の 状 況						
死傷するに至った経過及び死傷要因	死傷者番号		死傷者	死・傷 (重・中・軽)	性別	男・女
	職業・氏名・年齢		歳			

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

住 所
氏 名 印

資 料 提 出 承 諾 書

年 月 日 時 分 ごろ

に発生した火災について、火災調査のため必要があるので下記資料等を提出します。

調査終了後は、資料を（返還・処分）して下さい。

記

資料名

返 還	日 時	年 月 日 時 分
	受領者	所属 階級・氏名 印

筑広消本 発第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 (署長) 印

資 料 提 出 要 請 書

年 月 日 時 分ごろ

に発生した火災について、火災調査のため必要があるので下記資料等の提出又は報告を

年 月 日までに へ提出するよう要請します。

記

資料等名

注意

- 1 資料の提出又は報告をしない場合、消防法第 32 条に基づき、資料の提出又は報告を命ずる場合があります。
- 2 提出された資料は、火災調査のため分解することがあります。

筑広消本 発第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 (署長) 印

資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 時 分ごろ

に発生した火災について、火災調査のため必要があるので消防法〔 第 32 条 〕
〔 第 34 条 〕の規定

により、下記資料を 年 月 日までに へ提出するよう命ずる。

記

資料等名

教示

- 1 この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 正当な理由がなく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第 44 条の規定により処罰されることがあります。

様式第 15 号 (第 42 条関係)

住所 氏名	様	筑広消本 年	発第 月	号 日
		筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 (署長) 印		
資 料 保 管 書				
出 火	日 時	年 月 日 時 分 ころ		
	場 所			
記				
<p>上記資料を火災調査のため保管したので本書を交付します。ただし、目的終了後は資料を 返還・処分 します。</p> <p>なお、提出された資料は、火災調査のため分解することがあります。</p>				
処分承諾者				
返 還	日 時	年 月 日 時 分		
	受領者	所属	階級・氏名	印

備考 資料を返還する場合は、この資料保管書の提出を求めますので御了知願います。

筑広消本 発第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長（署長） 

鑑 定 依 頼 書

火災調査のため必要がありますので、下記事項の鑑定を依頼します。

記

筑広消本 発第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長(署長) 

火 災 調 査 関 係 事 項 照 会 書

火災調査のため必要がありますので、下記事項について消防法第 32 条第 2 項により照会します。

記

様式第 19 号(第 46 条関係)

火災 番号	広 域 市	
----------	----------	--

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

火 災 調 査 報 告 書

火 災 種 別

出 火 日 時 年 月 日 時 分 ころ

出 火 場 所

名 称 等

火 元 者 住 所

同職業(職)氏名

火災	広 域	
番号	市	

年 月 日

火 災 調 査 書

所 属
階級・氏名

印

出火日時	年 月 日 時 分 ごろ			覚 知 時 間	入電時刻	月 日 時 分
火災種別	1 建 物 2 林 野 3 車 両 4 船 舶 5 航空機 6 その他				指令時刻	月 日 時 分
覚 知 方 法	1	火災報専用電話	固定電話※1から (NTT加入電話※2を除く)	放 水 開 始	署	月 日 時 分
	2	〃	固定電話※1から (NTT加入電話※2)			
	3	〃	携帯電話から		団	月 日 時 分
	4	加 入 電 話	固定電話から	鎮 圧	月 日 時 分	
	5	〃	携帯電話から			
	6	警 察 電 話	—	鎮 火	月 日 時 分	
	7	駆 け 付 け 通 報	—			
	8	事 後 聞 知	—			
	9	そ の 他	—			
	※1「固定電話」とは、携帯電話を除く電話のことをいう。 ※2「NTT加入電話」とは、NTTの一般公衆網(アナログ・ISDN)に接続された固定電話のことをいう。					
火 元	出火場所				用途地域	()
					防火地域	()
	名称		業 態	()	用途	()
	職業 氏名	M. T. S. H. 年 月 日生 (歳)			区分	1 占 有 2 管 理 3 所 有
	住所				焼損 程度	1 全 焼 2 半 焼 3 部分焼 4 ぼ や
	構造	1 木 造 2 防 火 3 準 耐(木造) 4 準耐(非木造) 5 耐 火 6 その他			階数	—
	面積	建	m ²	焼損床 (表) 面積	m ²	特別防災
延		m ²	市街地等			()
延焼による 焼 損 状 況				防火対象物等	()	
				少量危等	()	
活 動	初期消 火器具	有 () 無	最寄りの消防 機関からの距 離(100m)		出 場 延 人 員	吏員 人 活動した人員 吏員 人
	放水したポ ンプ台数	署 団	台 台	主として使用 した水利	署 () 団 ()	団員 人

様式第 20 号のロ (第 46 条関係)

気象状況	天候	()	気温	℃	相対湿度	%		
	風向	()	積雪	cm	気象通報等			
	風速 (平均)	m/s	火災警報	1 無 2 有				
原因	発火源		経過	着火物	出火箇所	()		
	出火原因の概要							
損害	焼損棟数			り災世帯	り災人員	損害額 (千円)		
	焼損程度	火元	延焼					
	全焼			全損		建物	建物	
	半焼			半損			収容物	
	部分焼			小損		林野		
	ぼや			計		車両		
	計					船舶		
				死者	傷者	程度	航空機	
	職員						その他	
	団員						合計	
	応急消火義務者						備考	
	消防協力者							
	その他							
	計							
死傷理由						住宅用火災警報器設置有無		
死氏傷名者等					火元建物	() 有 無		
	類焼建物							

様式第 21 号のロ (第 46 条関係)

発 見	15 発見の状況：
通 報	16 通報の状況：
初 期 消 火	17 初期消火の状況：
延 焼	18 延焼の状況： 19 防火区画の効果：
消 防 活 動	20 救出、救護の状況：
避 難	21 避難階段等の状況： 22 避難の状況：
死 傷 者	23 死傷者の年齢、職業、心身の状況： 24 死傷者のいた場所： 25 発生した場所： 26 程度： 27 死傷者の発生経過： 28 同一建物等にいた者：
そ の 他	29 その他：

様式第 22 号のロ (第 46 条関係)

管 理 体 制	12 予防規程の認可状況： 13 定期点検の状況： 14 危険物保安監督者又は危険物取扱者の状況：
査 察	15 査察の状況：
発 見	16 発見の状況：
初 期 消 火	17 初期消火の状況：
消 防 車 両	18 出場した公設及び自衛消防車両：
火 気 工 事	19 火気工事の状況：
死 傷 者	20 死傷者の年齢、職業の状況： 21 死傷者のいた場所： 22 発生した場所： 23 程度： 24 死傷者の発生経過： 25 同一施設にいた者：
そ の 他	26 その他：

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防 署長 様

住 所
申請人 職 業
氏 名
TEL ()

り 災 証 明 申 請 書

提 出 先 及 び 使 用 目 的	
申 請 人 と り 災 対 象 物 と の 関 係	
り 災 年 月 日 及 び 時 分	年 月 日 時 分 ごろ
り 災 物 件 の 所 在 地	
証 明 内 容	

り 災 証 明 書

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防 署長 印

筑広消本 発第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防 署長 印

認 定 書

出 火 日 時 年 月 日 時 分 ごろ

出 火 場 所

上記火災につき、次のとおり認定する。

記

1 認定事項

2 認定経過